

別表第一 国会議事堂周辺地域（第二条関係）

東京都千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町一丁目及び二丁目の区域（側端の一方のみが当該区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この表において同じ。）の区間のうち、当該区域に含まれる道路の部分を除く。）

別表第二 外国要人（第四条関係）

- 一 外国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
- 二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
- 三 外国の大典及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者
- 四 外国の外務大臣以外の外国の大典及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大典に準ずる地位にある者
- 五 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となつてゐる国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員
- 六 前各号に掲げる者以外の者で、外務大臣がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの